（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十一号まで及び第十九号から第三十五号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）

（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月九日から施行する。

告　示

内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
Ⅱ．買取決定基準 機構は、次の１．から５．までの全てを満たす場合でなければ、買取決定をしてはならない。	Ⅱ．買取決定基準 機構は、次の１．から５．までの全てを満たす場合でなければ、買取決定をしてはならない。